

5月19日産業統計部会での審議を踏まえた再整理事項 (その2：標本設計の見直し、その他)

I 標本設計の見直し

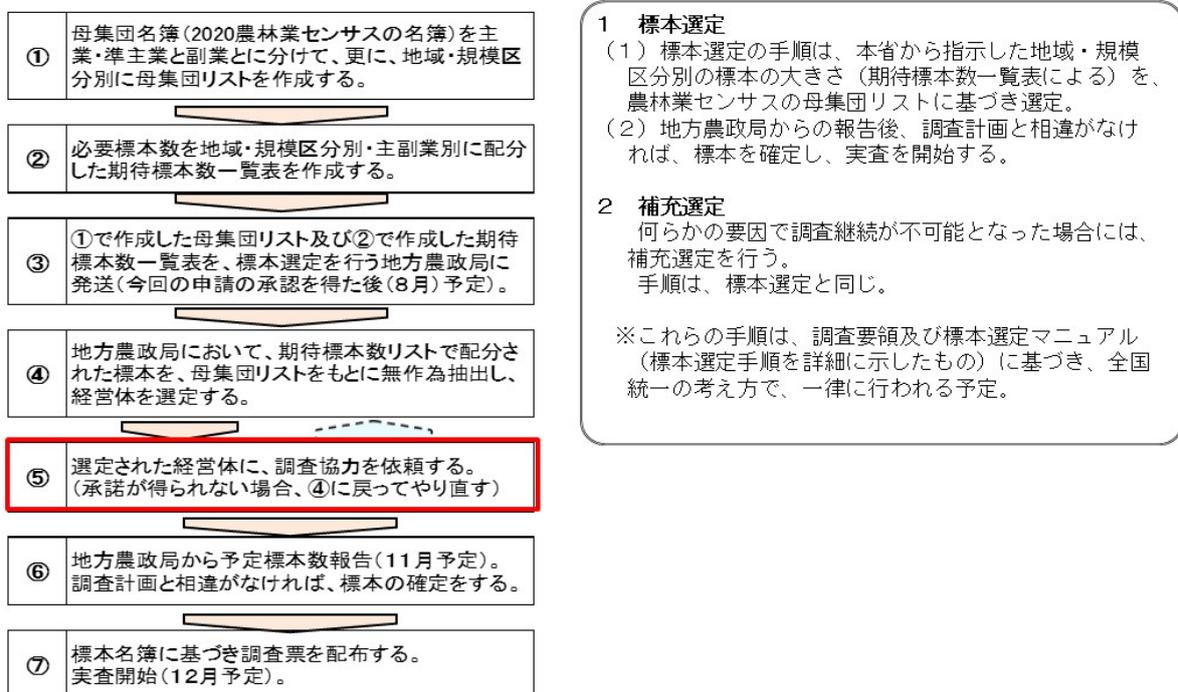
1. 報告者選定の流れについて、再度整理してください。

(回答)

農業経営統計調査の標本選定は、図1のとおり行っている。

図1 農業経営統計調査の標本選定のフロー

【標本選定のフロー】



今回の見直しに当たっては、図1にも記載したとおり、経営統計調査については、予め主・副業別に農林業センサスから作成した母集団リストを地域・規模別に作成し、これをもとに農政局が標本選定を実施する。

標本選定の際には、調査の対象となる経営体の調査協力への承諾を得た上で行うこととなるが、母集団リストとの乖離も想定されるところであり、調査協力の際にも経営体に主業・準主業・副業的経営体の区分を確認する予定。

2. 農林業センサスを母集団情報として活用するとしても、経年劣化は避けられません。

主業又は準主業と副業との間の区分変更に係る確認方法や、調査票の適切な配布について、どのようなルールで対応が予定されているのか改めて説明してください。

これについては、以下に記載する疑問や懸念もあることから、これらに対する考え方も含めて、回答してください。

① 《意見再掲》2020年農林業センサスの時点で、所得に占める農業所得の割合が50%以上であっても、自営農業に60日以上従事する65歳未満の世帯員がいない場合には、「副業的経営体」として区分される。

しかし、2022年（令和4年）の調査以降に65歳未満、60日以上の子帯員が加わった場合、実態としては「主業的経営体」に該当するが、農林業センサス時点の区分で調査が行われるとすると、「副業的経営体」として調査を行うことになるのでしょうか。

② 5年間の途中で、主業又は準主業から副業になった場合について、ロングフォームからショートフォームに変更することは抵抗が少ないかもしれません。

一方で、副業から主業又は準主業になった経営体に対して、途中からロングフォームに変更することは負担感が強いのではないかと考えられますが、個別に事情を説明して、協力を求めるという対応になるのでしょうか。

③ 主業・準主業・副業に関係なく、調査期間の途中で農業をやめてしまった場合、同じ区分の経営体を追加選定するという理解でよいのでしょうか。

④ 報告者が主業、準主業、副業のどの区分に該当するのかについて、毎年、期首に確認することでしたが、前年回答の結果で機械的に判断すればよいのではないのでしょうか。

(回答)

(1) 主業・準主業・副業的経営体との区分変更については、大きく2つの段階での確認を行い、具体的には、次のとおり確実な配り分けを行いたいと考えている。(図2参照)

図2 経営統計調査における主副業別の調査票の配り分けについて

主業・準主業と副業との間の配り分けについては、大きく2つの段階(①新規経営体の選定(標本選定及び補充選定)、②継続経営体への調査票配布)で行うこととする。

1 新規経営体への配り分け

(1) 標本選定時

ア 標本選定の手順は、本省から指示した主副業別・地域別・規模区分別の標本数(標本の大きさ)を、農林業センサスの母集団リストに基づき選定する。その際、主副業の区分についても齟齬がないか確認する。

イ 地方農政局からの報告後、調査計画に相違がなければ、標本を確定する。

(2) 補充選定時

何らかの要因で調査継続が不可能となった場合には、補充選定を行っている。

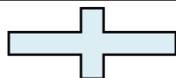
その手順は、標本選定と同じ。(主副業の区分についても現況で確認する。)

【準備段階】

ア 経営統計調査の営農類型別の標本数について、2020農林業センサスにおける主副業別の比率を基に、今回の標本設計で示した地域・規模別の標本数を主業・準主業と副業に配分する。

イ それぞれの設計(営農類型別)の母集団リストを、農林業センサスで把握した主副業別に作成する。

ウ ア及びイを地方農政局に送付する。



2 継続経営体への配り分け

調査始めに調査票を配布する際に、調査事項に係る内容について予め説明することとしている。その際、主副業の区分についても現況で確認を行う。

※ これらの手順は、調査要領及び標本選定マニュアル(標本選定手順を詳細に示したもの)に基づき、全国統一の考え方で、一律に行う予定。

ア 標本選定に当たり、まずは最新の農林業センサス結果を踏まえて、5年に1度の標本設計に基づき、母集団リストを作成する。

イ 新たに報告者となる経営体の場合、①1年目に標本選定を行う場合(図2では「標本選定」とした。)と②5年の間で、調査拒否などの要因で標本選定を行う場合(図2では「補充選定」とした。)との2つの時点で配り分けを行うこととなる。

配り分けに際しては、標本選定時であっても母集団名簿の経年劣化が想定されることから、農家に5年間にわたる調査への協力を依頼する際(図1の⑤)において、母集団リストとの差異がないか必ず現況で確認し、配り分けを確実に行いたいと考えている。また、5年の間で行う「補充選定」においても、これと同様に必ず現況で確認し、配り分けを確実に行いたいと考えている。

ウ 継続して報告者となる経営体の場合、調査始めに調査票の配布を行う際に、予め調査事項に係る内容を説明することとしており、あわせて主業・準主業・副業的経営体のどの区分に該当するのかについて確認することで、確実に配り分けを行いたいと考えている。

エ イ及びウに係る一連の流れ(作業)については、調査要領やそれに基づく標本

選定マニュアルにも記載して、全国統一の基準で行うこととする。

- (2) なお、ご指摘の①については、(1)イで述べたとおり、確実に配り分けを行いたいと考えている。仮に、センサス時点において副業的経営体であっても、標本選定時に主業経営体となっていれば、改めて副業的経営体を探し配布するものである。
- (3) ご指摘の②については、調査事項が増えることで調査票の配り分けが困難となるのではないかとのご指摘と考えるが、仮に副業から主業・準主業になった場合には、配り分け及び標本の大きさの維持の観点から、当該経営体を脱落とし、新たに副業的経営体を選定することとしたい。
- (4) ご指摘の③については、貴見の通り、同じ区分（主業なら主業経営体、副業なら副業経営体）での補充選定行うこととする。
- (5) ご指摘の④については、報告者である経営体に対しては、前年回答の結果があったとしても本調査の調査票配布時には、営農類型の確認や労働時間の把握など経営体が調査票を記入するに当たり齟齬が生じないよう万全を期すため、経営体の状況を把握しつつ調査票の説明を行うこととしており、主業・準主業・副業的の把握においても、調査票配布時に併せて確認したいと考えている。
-

II その他

【保存する際のデータ形式】

- 今後の二次利用を踏まえ、データフォーマットは活用しやすい形になっていますか。
他の農業関連統計調査とリンクージュするなど高度な利活用が容易な形式となっていますか。

(回答)

ア 平成30年までの経営統計調査の調査票情報は、個別結果表という形式で保存されており、二次利用には適さない形式となっていた (別添参照)。

イ 令和元年の調査結果からは、個人経営体と法人経営体で共通したデータレイアウトにより調査票データ(CSV)を作成することとしており、これを二次利用に供するよう準備しているところである。

ウ また、調査票データの提供に当たっては、符号表及びデータレイアウトフォームも併せて提供することとしており、符号表には個人経営体調査票の調査項目、法人経営体調査票の調査項目、公表資料の表章項目のマッチング関係を一覧整理した参考資料も添付することとしている。

エ なお、他の農林水産統計とのデータリンクージュについても、高度な二次利用の実現に向けた取組を進めているところである。

平成 年 農業経営統計調査 個別結果表 (営農類型別経営統計：個別経営) No. 1

Header table with columns for survey year, household type, and various agricultural categories.

単位:1000円

Main data table with columns B-Z and rows 1-65, covering household status, land area, production, and assets.

